



認知症などで親が施設に入ると、
実家は売ることができないまま
っと空き家になる可能性もある

認知症700万人時代の 相続対策は「家族信託」で考える

親が認知症になるとその資産は凍結される。介護で預貯金を引き出そうとしてもすでに遅い。この事実は意外に知られていない。2025年、高齢者の5人に1人は認知症になるという。全く新しい相続対策を教えます。

ライター 加納美紀

認知症で 実家が売れないと 思っていたが、認知症になつたり怪我や病気がきっかけで要介護状態になるかもしれない。

「もし実家の父が介護施設に入ることになつたら、必要なお金をすぐ払えるだろうか」75歳の父が何度も同じことを口にするようになつたと聞いて、会社員のAさん(40代)は一抹の不安を覚えた。父はまだ元気だと思っていたが、認知症になつたり怪我や病気がきっかけで要介護状態になるかもしれない。入所費用などで大金が必要になつたら、父の預貯金を使うか、最終手段として実家を売却して費用を捻出することも考えられる。しかし認知症で父の判断能力がなくなると、まとまつた預貯金の引き出しや不動産の売却はできなくなる。Aさんの子どもはまだ6歳でこれから教育費もかかるから、1千万円単位の支援は容易ではない。

「元気な今のうちに手を打つておかなくては」と思い立つたAさん。円満解決への秘策として使つたのが「家族信託」だ。

親が認知症になると、資産が凍結される——。このことは意外に知られていない。

厚生労働省によると、認知症の高齢者は2012年時点では462万人。25年には約1・5倍の700万人になる見通しだ。65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になる計算で、あらゆる家庭にとつて認知症は他人事ではなくなる。

